

平成30年12月3日

保護者様

光市立浅江小学校
校長 酒井 宏高

インフルエンザ診断届について

霜寒の候、平素より子ども達の健康管理につきまして、ご配慮いただき誠にありがとうございます。

これから日ごとに寒さが増し、インフルエンザの流行する時期になります。インフルエンザは、感染者のくしゃみや咳、痰等の中にあるウイルスにより感染が急速に拡大します。学校でも、感染予防の対策と指導を十分に行いますが、ご家庭におかれましても、感染予防に対するご理解とご協力をお願いいたします。

インフルエンザは、感染力が強く短期間に多くの人にうつる可能性が高いため「学校感染症」に指定されています。お子様が発熱や咳など風邪の諸症状がみられる場合は、無理をさせず早めに休養させるとともに、速やかに医師の診断、指示を受けることをお勧めします。インフルエンザと診断された場合は、出席停止扱いとなり停止期間は欠席になりませんので、すぐに学校へ連絡をお願いします。

なお、登校の際は、下記の「インフルエンザ診断届」に必要事項をご記入のうえ、担任へ提出ください。（医師の診断書は必要ありません。）

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで

(裏面の早見表参照)

-----き-----り-----と-----り-----

インフルエンザ診断届

平成 年 月 日

光市立浅江小学校長様

医師の診断により、下記の通り学校を休むよう指示がありましたのでお届けします。

出席停止の期間	発 症 日 月 日
	出席停止期間 月 日～ 月 日
受診した医療機関名	
インフルエンザ種類	A型 () B型 ()
	備考 ()

年 組 児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止扱いとなります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。(下の早見表を参照)
発症日は、受診時に、医師に相談され、確認をしてください。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

*** 下記の早見表は、ご家庭で保管し、当てはめてご利用ください。**

出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日(0)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
解熱した場合	学校	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目				解熱後2日たっても、発症後5日たないと登校できません。			
		出席停止										登校可能
	園	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目				解熱後3日たっても、発症後5日たないと登園できません。		
		出席停止							登園可能			
解熱した場合	学校	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目					
		出席停止							登校可能			
	園	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目				
		出席停止							登園可能			
解熱した場合	学校	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止							登校可能			
	園	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目		
		出席停止							登園可能			

※ 発熱した日を0日とします。
 月曜日に熱が出たら翌日に解熱しても、
 火・水・木・金・土の5日間は出席停止です。